

令和2年2月17日

学校医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
学校保健担当理事 木村 耕三

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める  
政令に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の  
最低限度額及び最高限度額を定める告示の施行について（通知）

神奈川県医師会を通じて文部科学省初等中等教育局長、神奈川県教育委員会教育局指  
導部保健体育課長を経て通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会  
会長 菊岡正和  
(公印省略)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を  
定める政令に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償  
基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の施行について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記の件について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から神奈川県教育委  
員会教育局指導部保健体育課長を経て通知がありました。

つきましては、貴会会員および学校医の先生方にご周知くださいますよう、お願い  
申し上げます。

事務担当

保険医療学術課

堀金 貴

TEL:045-241-7000/FAX045-241-1464

E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

保体第 3153 号  
令和 2 年 2 月 12 日

公益社団法人神奈川県医師会会長 殿

神奈川県教育委員会教育局  
指導部 保健体育課長

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の施行について（依頼）

県立学校における児童生徒の健康管理の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、標記のことについて、別添写しのとおり令和 2 年 2 月 3 日付けで文部科学省初等中等教育局長より通知がありました。お手数をおかけして申し訳ありませんが、県下の郡市医師会に周知していただきますようお願いいたします。

問合せ先  
保健安全グループ  
澤出、利波  
電話 045-210-8309

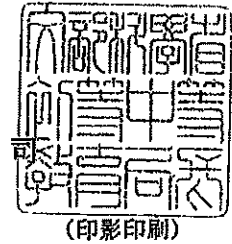




元文科初第1321号  
令和2年2月3日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長  
丸山 洋



(印影印刷)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の施行について（通知）

この度、別添のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（令和2年文部科学省告示第4号）」が施行されました。概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、毎月勤労統計の再集計等の影響に伴う「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額」の改定については、追ってお知らせする予定です。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますようお願いいたします。

記

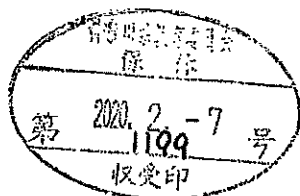
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件について

（告示の内容）

平成31年4月1日以降における長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定めたこと。

【本件照会先】

文部科学省 初等中等教育局  
健康教育・食育課 企画調整係  
TEL：03-5253-4111（内線4950）  
FAX：03-6734-3794  
e-mail：kenshoku@mext.go.jp



○文部科学省告示第四号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校医助師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

令和二年二月三日

文部科学大臣 萩生田光一

年 齢 附 屬	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十五歳未満	五、四八四円	一三、二八五円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇一〇円	一四、二四九円
三十歳以上三十五歳未満	六、三八九円	一七、二八五円
三十五歳以上四十歳未満	六、七六〇円	一九、〇五二円

四十歳以上四十五歳未満	七、〇四二円	二一、三九九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二二、三〇四円
五十歳以上五十五歳未満	六、九二三元	二五、二三三円
五十五歳以上六十歳未満	六、四二四円	二四、七九七円
六十歳以上六十五歳未満	五、二二一元	一九、七六九円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一四、九九七円
七十歳以上	三、九六〇円	一三、二八五円

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

2 平成三十一年四月一日以後この告示の施行の前日までに支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに平成三十一年三月三十一日以前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で平成三十一年四月一日からこの告示の施行の前日までの期間について支給すべきものの補償基礎額の適用については、告示中「一四、二四九円」とあるのは「一四、二五五円」と、「一七、二八五円」とあるのは「一七、三三〇円」と、「一九、〇五二円」とあるのは「一九、二八六円」と、「二三、三〇四円」とあるのは「二三、九〇五円」と、「二五、三三三円」とあるのは「二五、二五七円」と、「二四、七九七円」とあるのは「二四、八五九円」と、「一四、九九七円」とあるのは「一五、二九一元」とする。